12　施行令第二十五条の十二第九項に規定する財務省令で定める事項は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び同項に規定する特例適用控除対象特定株式に係る同項に規定する同一銘柄株式について同条第八項の規定の適用がある旨とする。

第十八条の十五の二第一項中「第三十七条の十三の二第二項に」を「第三十七条の十三の三第二項に」に改め、同項第一号中「前条第八項第一号」を「第十八条の十五第八項第一号」に改め、「書類」の下に「（法第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式について法第三十七条の十三の三の規定の適用を受ける場合には、当該書類又は前条第二項第一号から第四号までに掲げる書類）」を加え、同項第二号中「第二十五条の十二の二第二項第一号」を「第二十五条の十二の二第二項第一号」に改め、同項第三号中「第二十五条の十二の二第二項第一号」を「第二十五条の十二の二第十五項」に改め、同項第四号中「第二十五条の十二の二第二項各号」を「第二十五条の十二の三第二項各号」に改め、同項第五号イ及びロ中「第三十七条の十三の二第一項第一号」を「第三十七条の十三の三第一項第一号」に改め、同号ハ中「第二十五条の十二の二第三項」を「第二十五条の十二の三第三項」に改め、同条第二項中「第二十五条の十二の二第五項」を「第二十五条の十二の三第五項」に改め、同項第三号中「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の三第五項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に、「第二十五条の十二の二第十一項」を「第二十五条の十二の二第十一項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第一項第一号に掲げる書類

第十八条の十五の二第三項第四号イ中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に、「第二十五条の十二の二第九項第一号」を「第二十五条の十二の三第九項第一号」に改め、同号ロ中「第二十五条の十二の二第九項第三号」を「第二十五条の十二の三第九項第三号」に改め、同条第四項中「第二十五条の十二の二第九項第一号」を「第二十五条の十二の三第九項第一号」に改め、同条第五項中「第三十七条の十三の二第九項において準用する法第三十七条の十二の二第七項に規定する特定株式」を「第三十七条の十三の三第九項において準用する法第三十七条の十二の二第七項に規定する特定株式」に改め、同項第二号イ中「第三十七条の十三の二第九項」を「第三十七条の十三の三第九項」に、「第二十五条の十二の二第九項第三号」を「第二十五条の十二の三第九項第三号」に改め、同条第六項中「第三十七条の十三の二第九項」を「第三十七条の十三の三第九項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同条第七項中「第二十五条の十二の二第十六項」を「第二十五条の十二の三第十六項」に、「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同条第八項中「第二十五条の十二の二第十七項」を「第二十五条の十二の三第十七項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第二十五条の十二の二第十三項第六号」を「第二十五条の十二の三第十三項第六号」に、「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第九項第一号中「第二十五条の十二の二第二十三項第四号」を「第二十五条の十二の三第二十三項第四号」に、「第二十五条の十二の二第二十三項第五号」を「第二十五条の十二の三第二十三項第五号」に改め、同項第二号中「第二十五条の十二の二第十六項」を「第二十五条の十二の三第十六項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十二の二第二十三項第七号」を「第二十五条の十二の三第二十三項第七号」に、「第二十五条の十二の二第二十三項第十一号」を「第二十五条の十二の三第二十三項第十一号」に、「第二十五条の十二の二第十七項」を「第二十五条の十二の三第十七項」に改め、同条第十項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同条を第十八条の十五の二とする。

（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第十八条の十五の二　法第三十七条の十三の二第一項に規定する財務省令で定める要件は、その設立の日の属する年十二月三十一日において中小企業等経営強化法第六条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が一年未満であること及び当該株式会社が中小企業等経営強化法施行規則第八条第五号ハに該当する会社であることとする。

2　法第三十七条の十三の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類（第三号に掲げる書類にあつては、控除対象設立特定株式（同条第一項に規定する控除対象設立特定株式をいう。以下この項において同じ。）の取得（法第三十七条の十三第一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした日の属する年中の同号イからハまでに掲げる事項の記載があるものに限る。）とする。

一　特定株式会社（施行令第二十五条の十二の二第一項第一号に規定する特定株式会社をいう。以下この項及び第五項において同じ。）から交付を受けた都道府県知事の当該特定株式会社が発行した設立特定株式（法第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式をいう。以下この項において同じ。）に係る基準日（当該特定株式会社のその設立の日の属する年十二月三十一日をいう。）においてイ及びロに掲げる事実の確認をした旨を証する書類（ハに掲げる事項の記載があるものに限る。）

イ　当該特定株式会社が中小企業等経営強化法施行規則第八条各号（第五号イ又はロ及び第六号イ又はロを除く。）に掲げる要件に該当するものであること。

ロ　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定株式会社の発起人に該当すること及び当該設立特定株式の取得が当該発起人としての払込み（法第三十七条の十三第一項に規定する払込みをいう。以下この項において同じ。）によりされたものであること。

ハ　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所）、払込みにより取得がされた当該設立特定株式の数及び当該設立特定株式と引換えに払い込むべき額並びにその払い込んだ金額

二　当該設立特定株式を発行した特定株式会社の当該設立特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該特定株式会社の成立の日において施行令第二十五条の十二の二第一項第二号に掲げる要件を満たすことの確認をした旨を証する書類

三　当該設立特定株式を発行した特定株式会社（当該特定株式会社であつた株式会社を含む。）から交付を受けた当該設立特定株式を払込みにより取得をした当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する当該特定株式会社の株式の当該取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の異動につき次に掲げる事項がその異動ごとに記載された明細書

イ　異動事由

ロ　異動年月日

ハ　異動した株式の数及び当該異動直後において有する株式の数

ニ　その他参考となるべき事項